

令和 4 年舞鶴市議会 9 月定例会

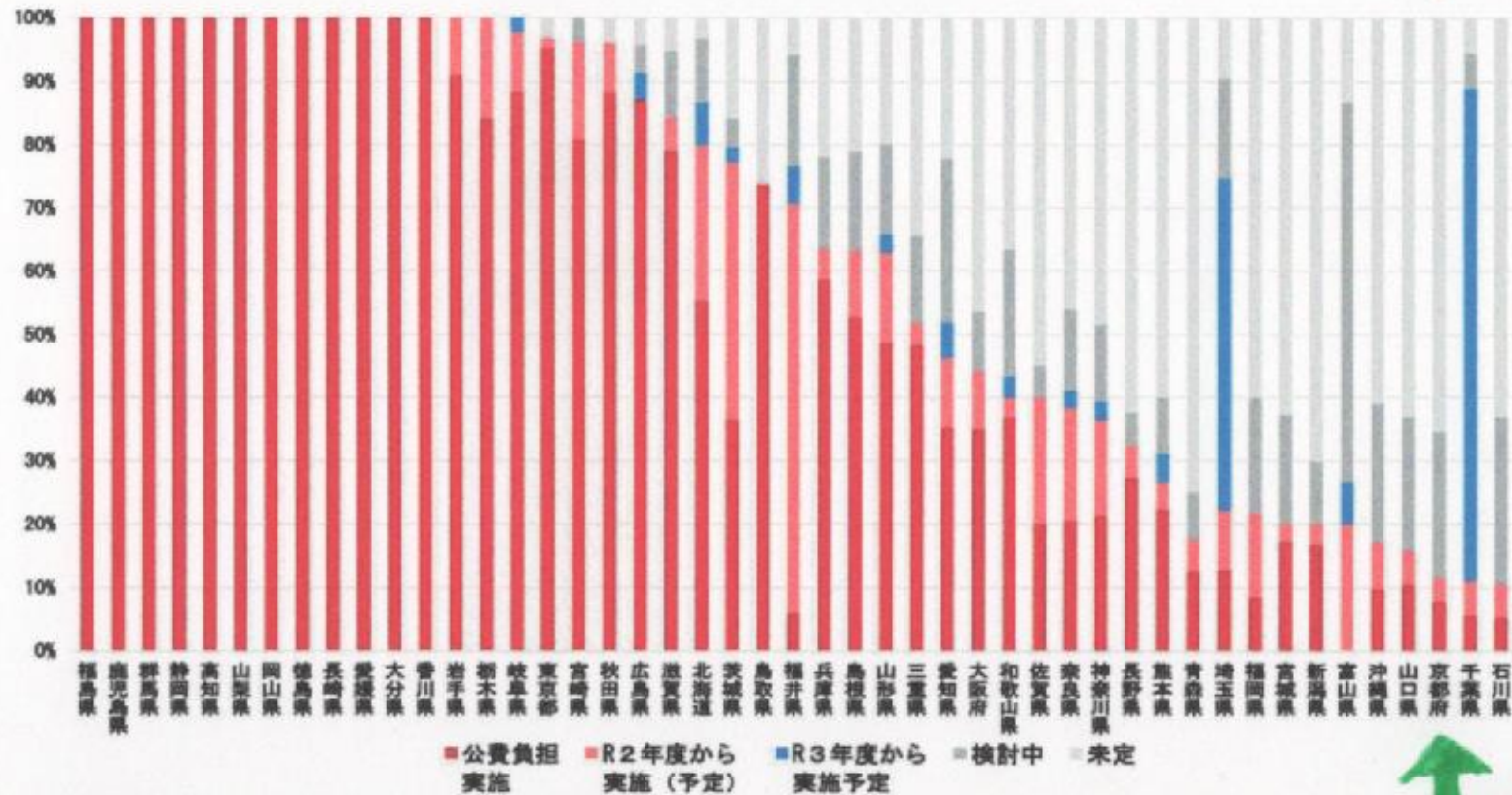
一般質問資料

[田畑 篤子 議員]

新生児聴覚検査の公費補助の実態（都道府県別）

令和元年度「新生児聴覚検査の実施状況等について」報告（厚生労働省母子保健課）より

都道府県別公費負担実施状況（図）



※公費負担実施市区町村は、初回検査または確認検査で公費負担を実施している市区町村をいう。

↑
456

新生児聴覚検査費用助成事業

新生児聴覚検査にかかる 費用の一部助成を はじめました！

令和2年
4月生まれの
赤ちゃんから



生まれてくる赤ちゃんの1000人のうち1~2人は、生まれつき耳のきこえに障害があるといわれています。きこえの障害は、早期に発見し、適切な対応や支援を受けることで、ことばの発達を促すことができますが、目に見えず、赤ちゃんの様子だけで判断することが難しいため、発見が遅れる可能性があります。きこえの障害を早期に発見し、適切な対応や支援につなげるために、新生児聴覚検査を必ず受けましょう。

新生児聴覚検査とは

新生児聴覚検査とは、生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う耳のきこえの検査です。

検査には、ABR又はAABR（聴性脳幹反応）とOAE（耳音響放射）の2種類があります。

どちらの検査も、痛みを伴わず、赤ちゃんが眠っている間に受けることができます。

検査結果は、「正常（パス）」または「要再検（リファ）」のいずれかの結果がでます。

受診方法

以下の2点を持参のうえ、委託医療機関等を受診してください。

①母子健康手帳

②京都市新生児聴覚検査受診券（※）

（※）令和2年4月1日以降に妊娠の届出をされる方は、母子健康手帳交付の際にお渡しします。

令和2年3月31日以前に母子健康手帳の交付を受けている方は、各区役所・支所子どもはぐみ室の窓口で、母子健康手帳と京都市民であることがわかる書類を御持参いただくことで、新生児聴覚検査受診券の交付を受けることができます。

費用助成について

①対象者：令和2年4月1日以降に出生した京都市に住民票を有する（予定を含む）新生児。
※被保護世帯は除きます。

②助成回数：新生児1人につき、ABR又はAABR、OAEのいずれか1回（初回検査）にかかる費用を一部助成します。

③助成上限額：ABR又はAABR ……4,020円
OAE ……1,500円

受診券を使用せずに受診された方へ

令和2年3月31日以前に母子健康手帳の交付を受けた方で、新生児聴覚検査受診券の交付を受けずに医療機関等で検査を受けた方や、京都市との委託未契約医療機関で検査を受けられた方については、自己負担された検査費用（ただし助成上限額まで）の払戻しを受けることができます。

詳しくは [京都市 新生児聴覚検査 検索](#)

【問い合わせ先】京都市子ども家庭支援課

新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成をはじめます



令和4年4月1日
以降に出生された
お子さんが対象です！

聴覚検査はなぜ必要なの？

生まれてくる赤ちゃんの1000人のうち1~2人は、生まれつき耳のきこえに問題があるといわれています。きこえの問題は、早期に発見し、適切な対応や支援を受けることで、ことばの発達を促すことができますが、赤ちゃんの様子だけで判断することが難しいため、発見が遅れる可能性があります。きこえの問題を早期に発見し、適切な対応や支援につなげるために、新生児聴覚検査を必ず受けましょう。

新生児聴覚検査って何？

新生児聴覚検査とは、産まれて間もない赤ちゃんを対象に行う耳のきこえの検査です。検査には、自動ABRまたはABR（聴性脳幹反応）とOAE（耳音響放射）の2種類があります。どちらの検査も、痛みを伴わず、赤ちゃんが眠っている間に受けることができます。検査は、「正常（パス）」または「要再検（リファ－）」のいずれかの結果が出ます。

受診方法

委託機関以外では受診券を御利用いただけません。出産予定の医療機関等に受診券が利用可能であるか確認をいたうえて、以下の2点を持参し、検査を受けてください。

京都府外の医療機関等でも使用できません。

- ①母子健康手帳
- ②福知山市新生児聴覚スクリーニング検査受診券
※令和4年4月1日以降に妊娠の届け出をされる人には母子健康手帳交付の際にお渡しします。

費用助成について

- ①対象者：令和4年4月1日以降に出生した福知山市に住民票を有する（予定を含む）新生児
※令和4年3月31日までに出生された人や、検査実施日時点で福知山市外に転出された場合は受診券を使用することはできません。
- ②助成回数：新生児一人につき、自動ABR又はABR、OAEのいずれか1回（初回検査）にかかる費用を助成します。
- ③助成上限額：自動ABR又はABR・・・4,020円
OAE・・・・・・・・・・1,500円

京都府外で検査を受けられる人

里帰り等で京都府外の医療機関等で検査を受けられた人については、自己負担された検査費用の払い戻しを受けることができます。ただし助成上限額までとさせていただきます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

福知山市役所福祉保健部子ども政策室 母子保健係
TEL 0773-24-7055 FAX 0773-23-7011